ロ　当該適用年度開始の日前に開始した連結事業年度で法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けた連結事業年度に係る法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を当該連結事業年度終了の日における法第六十八条の十五の二第五項第二号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に当該法人の個別地方事業所基準雇用者数（当該連結事業年度の同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数の合計に第三十九条の四十五の二第二十一項第二号に規定する割合を乗じて計算した数をいう。）を乗じて計算した金額

2　法第四十二条の十二の四第一項の法人が適用年度において法第四十二条の十二第三項の規定の適用を受ける場合において、前項第二号に規定する開始の日前に開始した各事業年度の同号イに規定する地方事業所基準雇用者数（同日前に開始した各連結事業年度において法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けた場合には、当該各連結事業年度の同号ロに規定する個別地方事業所基準雇用者数）が当該適用年度における法第四十二条の十二第三項の規定の適用に係る同項に規定する地方事業所特別基準雇用者数の計算の基礎となつた特定業務施設（同条第五項第六号に規定する特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）のみを特定業務施設とした場合における当該各事業年度の同条第五項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数（当該各連結事業年度においてなつた特定業務施設のみを特定業務施設とした場合における当該各連結事業年度の同条第五項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数）を超えるときは、その超える部分の数は、当該各事業年度の前項第二号イに規定する地方事業所基準雇用者数（当該各連結事業年度において法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けた場合には、当該各連結事業年度の同号ロに規定する個別地方事業所基準雇用者数）から控除して、前項の規定を適用する。

3　法第四十二条の十二の四第一項の法人が第一項第二号イに規定する事業年度において同条第一項の規定の適用を受けなかつた場合又は当該法人が同号ロに規定する連結事業年度において法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受けなかつた場合には、適用年度に係る法第四十二条の十二の四第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額をもつて第一項第二号イ又はロに規定する雇用者給与等支給額として、同項の規定を適用することができる。

第二十七条の十二の五を削る。

第二十七条の十三第一項中「第四十二条の十三第一項第十五号」を「第四十二条の十三第一項第十四号」に改め、同条第四項中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第五項中「第四十二条の五第十三項、第四十二条の六第十九項」を「第四十二条の五第十一項、第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十第十一項、第四十二条の十一第十一項、第四十二条の十二第六項、第四十二条の十二の二第十項」を「第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二第三項」に、「、第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項」を「及び第四十二条の十二の四第六項」に、「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改める。

第二十八条の六及び第二十八条の七を次のように改める。

第二十八条の六及び第二十八条の七　削除

第二十八条の八の見出しを「（特定地域における電気通信設備の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第四十四条の五第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備のうち、専ら、電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）とする。

一　法第四十四条の五第一項に規定する総務省令で定める地域（以下この条において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して情報通信業のうち財務省令で定める事業（以下この条において「特定情報通信業」という。）を行う法人　当該法人が設置促進地域内において新設又は増設をした当該法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備（発電に係る設備を含む。以下この条において同じ。）を構成する特定電気通信設備で、その取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二　前号に掲げる法人以外の特定情報通信業を行う法人　当該法人が設置促進地域内において新設又は増設をした当該法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備を構成する特定電気通信設備

第二十八条の八第二項及び第三項を削る。

第二十九条第一項を次のように改める。

法第四十六条第一項に規定する政令で定めるものは、同条第二項第一号に規定する障害者が労働に従事する事業所にあるものであることにつき同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備とする。

第二十九条第二項中「工場又は事業場」を「事業所」に改め、「（次項から第五項までにおいて「公共職業安定所長」という。）」を削り、同条第三項中「公共職業安定所長」を「同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同条第四項中「公共職業安定所長」を「同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に改め、同条第五項中「公共職業安定所長」を「同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に、「同項第三号」を「同条第二項第三号」に、「第一項第二号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に改め、同条第六項を削る。

第二十九条の六第一項第一号中「国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する」を「財務省令で定める」に改め、同項第二号中「次項第四号」を「次項」に改め、同条第二項中「倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業（第四号において「倉庫業」という。）の用に供する」を削り、「次項及び第四項」を「以下この条」に、「又は構築物のうち次に掲げるものであつて」を「及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（貯蔵槽倉庫にあつては、特定臨港地区内にあるものに限る。）で」に、「第一号に掲げる」を「冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階数が二以上の」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「建物又は」を「建物及び」に、「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）」を「確定申告書等」に改め、同条第四項中「建物又は」を「建物及び」に、「法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書」を「連結確定申告書等」に、「の確定申告書」を「の確定申告書等」に改め、同条第五項中「第一項各号」を「第一項第二号」に改め、「区域若しくは」を削り、「第二項各号」を「第二項」に、「要件を定めた」を「倉庫用の建物及び構築物を指定した」に改める。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号中「又は第十四項」及び「又は第四十七条の二」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定